

## ECCS 利用権の取り扱いについて

情報基盤センターが提供する教育用計算機システム (ECCS) を教職員が利用するには、ECCS 利用権を取得して利用負担金<sup>1</sup>を情報基盤センターにお支払い頂く必要があります。2018 年度には ECCS 利用権の取り扱いを一部変更したため、改めて ECCS 利用権に関する重要な点についてお知らせします。

### UTokyo Account が必須

ECCS 利用権の取得に当たっては、UTokyo Account (東京大学アカウント) を所持している必要があります。UTokyo Account 申請メニューから「ECCS 利用申請書」を提出してください。申請メニューについては、UTokyo Account の Web ページ (<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/dics/ja/account.html>) をご覧ください。UTokyo Account を所持しているか否かがご不明な場合は、所属部局の人事情報システムの部局担当者にご相談ください。

### 自動継続

利用規則上 ECCS の利用期間は、ECCS 利用権の取得年度の年度末までですが、UTokyo Account が有効であれば、毎年自動的に継続<sup>2</sup>されます。ECCS を利用する必要がなくなったときは停止申請を行ってください。

なお、本学に在籍中は UTokyo Account を失うことはありませんが、所属部局の異動や身分 (職名) の変更などで一時的に無効となり、それによって ECCS 利用権も一時停止される場合があります。定年退職や雇用契約満了の後、比較的短期間で再び在籍することが明らかな場合は、前述の部局担当者にご相談ください。ECCS 利用権がありながら ECCS を利用できなくなった時は、本センターにお問い合わせください。

本サービスのご案内 Web サイト

<https://www.ecc.u-tokyo.ac.jp/>

お問い合わせ用メールアドレス

[ecc-support@ecc.u-tokyo.ac.jp](mailto:ecc-support@ecc.u-tokyo.ac.jp)

(教育駒場チーム・教育本郷チーム)

---

<sup>1</sup> 利用負担金は年間 2 千円です。個々の教職員ではなく所属部局に対して一括請求しています。

<sup>2</sup> 従来は継続申請が必要でしたが、2018 年度末より変更しました。